第十七条の四十九第一項中「第十七条の四十七第三項」を「第十七条の五十五第三項」に改め、同条を第十七条の五十七とする。

第十七条の四十八の前の見出しを削り、同条を第十七条の五十六とし、同条の前に見出しとして「（貨物利用運送事業法の特例）」を付し、第十七条の四十七を第十七条の五十五とする。

第十七条の四十六第一項中「第十七条の三十六第四項第十二号」を「第十七条の三十六第五項第十七号」に改め、同条第三項中「、あらかじめ」を削り、同条を第十七条の五十四とする。

第十七条の四十五の見出し中「道路運送法」を「一般旅客自動車運送事業の許可等」に改め、同条を第十七条の五十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（自家用有償旅客運送の登録等の特例）

第十七条の五十三　第十七条の三十六第五項第十六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体は、道路運送法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

第十七条の四十四第八項中「第十七条の五十一」を「第十七条の五十九」に改め、同条を第十七条の五十一とする。

第十七条の四十三第一項中「第十七条の三十六第四項第十一号」を「第十七条の三十六第五項第十五号」に改め、同条第三項中「、あらかじめ」を削り、同条を第十七条の五十とする。

第十七条の四十二中「第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第二十二項から第二十四項まで」を「第十七条の三十六第十七項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項まで」に、「第十七条の四十一第一項」を「第十七条の四十八第一項」に、「同条第十一項」を「同条第十八項」に、「第四項第六号ハ」を「第五項第十号ハ」に、「第四項第六号に」を「第五項第十号に」に、「同条第十二項」を「同条第十九項」に、「同条第十三項」を「同条第二十項」に、「同条第十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第十六項」を「同条第二十三項」に、「同条第十七項」を「同条第二十四項」に改め、同条を第十七条の四十九とする。

第十七条の四十一第一項中「第十七条の三十六第四項第六号」を「第十七条の三十六第五項第十号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条第二項中「第十七条の三十六第四項第七号」を「第十七条の三十六第五項第十一号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条第三項中「第十七条の三十六第四項第八号」を「第十七条の三十六第五項第十二号」に、「同条第二十一項」に改め、同条第四項中「第十七条の三十六第四項第九号」を「第十七条の三十六第五項第十三号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条第五項中「第十七条の三十六第四項第十号」を「第十七条の三十六第五項第十四号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条を第十七条の四十八とする。

第十七条の四十第一項中「第十七条の三十六第五項第九号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条を第十七条の四十七とする。

第十七条の三十九中「第十七条の三十六第四項第四号」を「第十七条の三十六第五項第四号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に、「都市計画住宅団地再生建築物等整備事業」を「都市計画建築物等整備促進事業」に改め、同条を第十七条の四十二とし、同条の次に次の四条を加える。

（建築物の容積率の算定に係る認定の特例）

第十七条の四十三　第十七条の三十六第五項第五号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る特定区域内の建築物に対する建築基準法第五十二条第六項の規定の適用については、同項第三号中「住宅又は」とあるのは「住宅若しくは」と、「認めるもの」とあるのは「認めるもの又は前号に掲げる部分その他建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積にその床面積を算入しない部分を有する住宅である建築物の用途を変更することにより当該建築物を地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第二十九項（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に記載された同条第五項第五号ハに掲げる基本的な方針に適合する建築物とする場合における当該部分であつて、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認めるもの」とする。

（建築物の高さの限度に係る許可の特例）

第十七条の四十四　第十七条の三十六第五項第六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る特定区域内の建築物に対する建築基準法第五十五条第四項の規定の適用については、同項第二号中「許可したもの」とあるのは、「許可したもの又は当該許可を受けた学校である建築物の用途を変更することにより当該建築物を地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第二十九項（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に記載された同条第五項第六号ハに掲げる基本的な方針に適合する建築物とする場合における当該建築物であつて、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと特定行政庁が認めるもの」とする。

（特定区域学校用途変更特定施設運営事業に係る特定建築物及びその敷地の使用）

第十七条の四十五　第十七条の三十六第五項第七号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地域再生推進法人は、当該事項に係る実施期間内に限り、当該事項に係る条件に基づき当該事項に係る特定建築物及びその敷地を使用することができる。この場合において、当該地域再生推進法人は、当該特定建築物及びその敷地並びにその周辺の地域について、当該特定建築物及びその敷地の使用に伴い必要となる清掃その他の当該地域の環境の維持及び向上を図るための措置を併せて講ずるものとする。

（都市公園の占用の許可の特例）

第十七条の四十六　第十七条の三十六第五項第八号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該公表の日から起算して二年以内に当該事項に係る実施主体から当該事項に係る都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、当該都市公園の公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が当該事項に係る施設の外観及び構造、占用に係る工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、当該許可を与えるものとする。この場合において、当該実施主体は、当該施設の設置場所及びその周辺の地域について、当該施設の設置に伴い必要となる清掃その他の当該地域の環境の維持及び向上を図るための措置を併せて講ずるものとする。

第十七条の三十八中「第十七条の三十六第二十一項」を「第十七条の三十六第二十九項」に改め、同条第一号中「第十七条の三十六第四項第二号」を「第十七条の三十六第五項第二号」に改め、同条第二号中「第十七条の三十六第四項第三号」を「第十七条の三十六第五項第三号」に改め、同条を第十七条の四十一とする。

第十七条の三十七の見出し中「建築物の建築等の」を「用途地域の制限に係る」に改め、同条中「前条第四項第一号」を「第十七条の三十六第五項第一号」に、「同条第二十一項（同条第二十二項」を「同条第二十九項（同条第三十項」に、「住宅団地再生建築物整備事業」を「住居専用地域建築物整備促進事業」に、「第十七条の三十六第二十一項（同条第二十二項」を「第十七条の三十六第二十九項（同条第三十項」に、「定められた同条第四項第一号ハに規定する」を「記載された同条第五項第一号ハに掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、当該地域住宅団地再生事業計画に第十七条の三十六第五項第一号ホに掲げる事項が記載されているときについては、建築基準法第四十八条第十五項の規定は、適用しない。

第十七条の三十七を第十七条の四十とし、第十七条の三十六の次に次の三条を加える。

（地域再生推進法人による地域住宅団地再生事業計画の作成等の提案）

第十七条の三十七　地域再生推進法人は、認定市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、その業務（認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業に係るものに限る。）を行うために必要な地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域住宅団地再生事業計画の素案を添えなければならない。

2　前項の規定による提案（次条及び第十七条の三十九において「提案」という。）に係る地域住宅団地再生事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものでなければならない。